

「応急処置願い」提出の目的 及び 当番詰所での応急処置の流れ

クイーンズランド補習授業校ブリスベン校運営委員会

1. 「応急処置願い」提出の目的

「応急処置願い」は、応急処置の必要な幼児・児童・生徒に対して、当番が迅速かつ簡潔に
応急処置を行う参考とするために、保護者が運営委員会、保護者会へ提出するものです。
お子様一名につき一枚ご提出が必要になります。

2. 当番詰所での応急処置の流れ

(1) 保護者会は、提出された「応急処置願い」を基に「応急処置一覧表」を作成します。

(2) 当番は、応急処置が必要な幼児・児童・生徒が「応急処置一覧表」に掲載されているかどうかを確認した後、必要があれば保護者から提示された内容に沿った応急処置を行います。

(3) 未提出の場合、または当番による応急処置へ「同意しない」と回答した場合は、幼児・児童・生徒への応急処置は行わず、当番より保護者へ連絡の上、速やかに来校して頂きます。

(4) 応急処置後、当番は「応急処置報告」に記入の上、処置を受けた者が低学年（幼稚園から小 3）の場合には担任へ、高学年（小 4 から中 3）の場合には本人へ「応急処置報告」を手渡しますので、各ご家庭で処置内容をご確認下さい。

※2 枚目にご申告のうえご提出頂く書類があります。

2018年度応急処置願い

クイーンズランド補習授業校ブリスベン校運営委員会

幼・小・中 年（新学年）氏名（フリガナ） _____

① 「応急処置願い」提出の目的及び「当番詰所での応急処置の流れ」を読みましたか？

読みました

② 応急処置の際に特に注意を要する重度のアレルギーがありますか？

（ピーナツアレルギー、ラテックスアレルギーなどの他、医療品（絆創膏など）により症状を呈する可能性のあるアレルギーなど）

ない

ある⇒症状と対応を具体的に下記へご記入下さい。

<記入欄>

③ 当番が応急処置をする際に注意すべきこと：（使用不可の医療品など）がありますか？

応急処置の際に使用する可能性のある医療品は以下の通りです。

（消毒スプレー、絆創膏、ガーゼ、包帯、虫刺され/ かゆみ止め軟膏、止血パッド、紙テープ、ゴム手袋など）

ない

ある⇒使用を希望しない医療品などを下記へご記入ください。

<記入欄>

④ 応急処置についての同意

本校での活動中における応急処置の結果、何らかの理由によって、ケガ、病気、死亡等の事故が発生しても、別途入学手続きの際に提出して頂いた免責同意書の通り、応急処置を施した当番を含め、補習校およびその運営母体であるJCBに対していかなる責任も問わないことを前提に、必要に応じて子弟の応急処置をすることについて、

同意する

同意しない：子弟に応急処置が必要な場合は、当番より連絡を致しますので直ちに来校して下さい。

日付：2018年 月 日

保護者氏名 _____

サイン _____